

一般競争入札の実施について（公告）

福岡県南広域水道企業団が発注する下記の業務について、次のとおり、一般競争入札を行う。

令和8年5月22日

福岡県南広域水道企業団企業長 甲斐田 忠之

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度浄水発生土収集運搬及び中間処理業務委託

(2) 履行場所

久留米市荒木町白口 荒木浄水場

(3) 業務の仕様等

仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 予定価格 8,932,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

入札書比較価格 8,120,000 円（消費税及び地方消費税を抜き。）

(6) 最低制限価格

無し

(7) 支払条件

前払金は無し、委託料は毎月払い

2 仕様書等を交付する期間及び場所

(1) 仕様書等の交付期間

令和8年5月22日（金）13：00 から令和8年6月5日（金）17：00 まで

(2) 交付場所

福岡県南広域水道企業団ホームページ

3 入札に関する質問書の受付期間及び受付場所等

(1) 質問書の受付期間

公告日から令和8年6月5日（金）17：00 まで

(2) 受付場所等

FAX 又は電子メールにて下記宛に質問書を送信すること。

福岡県南広域水道企業団総務部企画財政課

（FAX：0942-27-1795、電子メール：zaisei@sflower.or.jp）

(3) 質問に対する回答

令和8年6月9日（火）までに電子メール等で回答する。また、必要に応じて企業団ホームページで公開する。

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月16日（火） 13時30分

(2) 場所 福岡県南広域水道企業団会議室（久留米市荒木町白口55）

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(4) 1者入札の取り扱い

入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、企業団ホームページで公表する。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 入札の公告日から入札執行日までの間に、福岡県南広域水道企業団から指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 国税、都道府県税、市町村税の未納がない者であること。

(7) 下記7に定めるところにより、「入札参加資格確認申請書」等を提出し、入札に係る参加資格を有することについて、福岡県南広域水道企業団企業長から確認を受けている者であること。

(8) 運搬先及び積込み地において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているもの）を有すること。

- (9) 処理場所在地において、廃掃法第 14 条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に汚泥（中間処理）が含まれているもの）を有しており、かつ予定排出量を超える処理能力を有すること。

ただし、廃掃法第 14 条の規定による汚泥の産業廃棄物収集運搬業許可を持っている者と第 14 条の規定による汚泥（中間処理）の産業廃棄物処分業許可を持っている者が共同で入札参加を希望する場合は、下記 6 に掲げる資格要件を全て満たした特定業務共同企業体（以下「特定 JV」という。）により入札に参加できるものとする。なお、構成員は同一業務委託で他の特定 JV の構成員になれないものとする。

6 共同企業体の構成条件

- (1) 共同企業体を構成する者の数は 2 者とする。
- (2) 代表者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において上記 5 に掲げる(1)から(7)までの要件に全て該当する者によること。また、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (3) 代表者以外の構成員は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において上記 5 に掲げる(1)から(7)までの要件に全て該当する者によること。
- (4) 構成員の出資比率の最小限度基準は 16 パーセント以上とすること。
- (5) 全ての構成員が同一業務で、他の共同企業体の構成員ではないこと。
- (6) 特定 JV の存続期間
 - ①本業務委託の落札者となった場合：本業務委託に係る請負契約履行後 3 カ月を経過する日まで
 - ②本業務委託の落札者とならなかった場合：本業務委託に係る請負契約が締結された日まで

7 申請書等の提出及び入札に係る参加資格の確認

入札に参加を希望する者（特定 JV の場合は全ての構成員）は、次に定めるところにより「入札参加資格確認申請書」等を提出し、福岡県南広域水道企業団企業長から入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 入札書（様式第 6 号）
- イ 入札内訳書（様式第 7 号）
- ウ 入札保証金納付領収書の写し又は 12（1）に規定する金融機関の保証等
- エ 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）※単独事業者のみ
- オ 特定業務共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第 2 号）※特定 JV のみ
- カ 役員等調書及び照会承諾書
- キ 登記簿謄本（最新のもので、3 か月以内に法務局から発行されたもの。コピー可）
※個人事業者の場合は、市町村長の発行する身分証明書（コピー可）
- ク 国税、都道府県税、市町村税の未納がないことを示す納税証明書（最新のもので、3 か月以内に発行されたもの。コピー可）

ケ 共同企業体協定書兼委任状（様式第3号）※特定JVのみ

コ 許可取得状況に関する調書（様式第4号）

提出する下記サ、シについて記載すること。特定JVにあつては、構成員が提出する許可書を全て記載すること。

サ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（事業範囲に汚泥が含まれているもの）

※入札日以降も有効であるもの。

シ 産業廃棄物処分業の許可証の写し（事業範囲に汚泥（中間処理）が含まれているもの）

※入札日以降も有効であるもの。

ス 使用印鑑届（様式第5号）※単独事業者のみ

(2) 提出期間 令和8年6月11日（木）17：00まで

(3) 提出場所 荒木駅前郵便局（久留米市荒木町白口3001-55）

(4) 提出方法 郵送（書留郵便）とし、(2)の期間内に必着とする。

(5) 資格の有効期間 この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

8 入札方法

(1) 入札方法

上記7(2)、(3)に定める日時及び場所に上記7(1)に定める入札書、入札参加資格確認申請書等を郵送し、提出すること。

郵送する際の封筒は2重とし、中封筒（任意封筒・小）に入札書及び入札内訳書を入れ、その他入札参加資格確認申請書等とともに、外封筒（任意封筒・大）に入れ郵送すること。

また、外封筒の表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入し、裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

(2) 入札書の名義人

本人に限る（特定JVにあつては、企業体代表者）。

(3) 入札に関する注意事項

①入札書（様式第6号）に記載する金額は、各社において設定する浄水発生土の収集運搬単価及び中間処理単価を根拠とし、予定搬出量に乗じて算出した総額を入札金額とする。

②入札内訳書（様式第7号）には、搬出先事業所の所在地及び浄水発生土発生場所から搬出先事業所までの収集運搬単価及び浄水発生土の中間処理単価と、それらの単価を予定搬出量に乗じて算出した総額を記載すること。

③入札内訳書は押印のうえ、入札書に同封して提出すること。

④入札書に記載する金額は一切の諸経費を含め、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。（税抜き金額を記入すること）

⑤入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑥入札書の日付は、入札執行の日を記入すること。

⑦入札回数は1回とする。

9 入札の無効

次のア～クのいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格がない者のした入札
- イ 予定価格の制限の範囲を超える価格をもってなされた入札
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されず、又は到着しなかったもの
- エ 入札書に入札金額の記載がない又は入札金額が判読できないもの
- オ 入札書に記載された事項に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないもの
- カ 入札書に必要な記名がないもの
- キ 一の入札に同一入札者から2以上の入札書が出されたもの
- ク その他法令又は入札に関する条件に違反したもの

10 開札の立会

入札参加者のうち2名を選任。開札日の前々日までに決定し、立会人に電子メールにて通知する。立会人に選ばれた場合は、署名捺印の必要があるため、印鑑（認印可）を持参し、開札時間までに開札場所に来ること。

ただし、立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない企業団職員を立ち合わせる。

11 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、企業団所定の契約書に必要事項を記載の上、記名押印し、落札の日の翌日から起算して6日以内（期間の満了日が福岡県南広域水道企業団の休日を定める条例（平成2年福岡県南広域水道企業団条例第3号）第1条第1項に定める企業団の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に契約すること。

ア 単独事業者の場合

- ①契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書の単価とする。
- ②落札者は、契約書を2部作成し、企業団・契約の相手方で各1部を所持する。

イ 特定JVの場合

- ①契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書の単価とする。
- ②落札者は、基本契約書を3部作成し、企業団・特定JV構成員（代表者）・特定JV構成員（代表者以外）で各1部を所持する。
- ③特定JV構成員のうち収集運搬業務を請け負う構成員は「令和8年度浄水発生土収集運搬及び中間処理業務委託 収集運搬請負契約書」を2部作成し、企業団・収集運搬業務を請け負う構成員で各1部を所持する。
- ④特定JV構成員のうち中間処理業務を請け負う構成員は「令和8年度浄水発生土収集運搬及び中間処理業務委託 中間処理請負契約書」を2部作成し、企業団・中間処理業務を請け負う構成員で各1部を所持する。

⑤契約締結までに特定業務共同企業体協定書（様式第8号）を提出すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札までに、福岡県南広域水道企業団の契約に関する規程（平成23年管理規程第2号。以下「契約規程」という。）第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、福岡県南広域水道企業団財務規程（平成21年管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第40条に規定する預り有価証券又は企業長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、契約規程第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、下記12の問い合わせ先に納付書又は請求書の発行を申し出ること。入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規程第40条に規定する預り有価証券又は企業長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。なお、契約規程第27条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

13 その他

- (1) 落札決定後に、落札者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (2) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (3) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した企業団指定の誓約書を提出しなければならない。

14 問い合わせ先

福岡県南広域水道企業団総務部企画財政課

電話：0942-27-1561

FAX：0942-27-1795

電子メール：zaisei@sflower.or.jp